

通所介護重要事項説明書

〈令和6年6月1日 現在〉

1. デイサービス花音（以下、事業所）が提供するサービスについての相談窓口

電話 0247-82-3500（月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分まで）

担当 デイサービス花音（相良 未佳）

＊不明な点は、何でもおたずね下さい。

2. 当事業所の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

名称	デイサービス花音
所在地	〒963-4312 福島県田村市船引町船引字下大平 105 番地 1
介護保険事業者番号	通所介護（福島県 0771100310号）
サービスを提供する対象地域＊	田村市、三春町、二本松市、葛尾村

＊上記以外の方でも、ご希望の方はご相談下さい。

（2）事業の目的と運営方針

（目的）要介護状態にある方（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な通所介護を提供することを目的とします。

（方針）従業者等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図ります。

通所介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

（3）同事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名（施設内別事業所兼務）	—	業務全体の管理
生活相談員	1名	—	相談や助言
介護職員	3名	3名	日常的な身の回りの援助
機能訓練指導員	1名	1名	身体機能の改善、筋力低下の予防
看護職員	—	1名	訪問看護ステーションと連携

（4）利用定員

定員	35名
----	-----

（5）サービス提供時間

サービス提供時間
午前9時30分～午後3時35分

ただし、土曜日・日曜日、ゴールデンウィーク、お盆休8月14日～8月16日、
年末年始12月31日～1月3日、を除きます。

3. サービス内容

居宅サービス計画に沿って、以下の内容で提供致します。

- | | |
|-------------------|--------------|
| ①日常生活援助（身体介護サービス） | ④機能訓練 |
| ②健康チェック | ⑤送迎サービス |
| ③入浴サービス | ⑥生活指導（相談・助言） |

4. 料金

（1）通所介護 通常規模（6時間～7時間）1回の利用料

要介護認定	基本利用料	自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	5,840円	584円	1,168円	1,752円
要介護2	6,890円	689円	1,378円	2,067円
要介護3	7,960円	796円	1,592円	2,388円
要介護4	9,010円	901円	1,802円	2,703円
要介護5	10,080円	1,008円	2,016円	3,024円

（2）加算料

加算	基本利用料	自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
入浴介助加算	400円/回	40円/回	80円/回	120円/回
個別機能訓練加算Ⅰイ	560円/日	56円/日	112円/日	168円/日
個別機能訓練加算Ⅰロ	760円/日	76円/日	152円/日	228円/日
個別機能訓練加算Ⅱ	200円/月	20円/月	40円/月	60円/月
栄養改善加算	2,000円/回	200円/回	400円/回	600円/回
栄養アセスメント加算	500円/月	50円/月	100円/月	150円/月
口腔・栄養スクリーニング加算	(Ⅰ) 200円/月	20円/回	40円/回	60円/回
	(Ⅱ) 50円/月	5円/回	10円/回	15円/回
生活機能向上連携加算	1,000円/月	100円/月	200円/月	300円/月
科学的介護推進体制加算	400円/月	40円/月	80円/月	120円/月
ADL維持加算	(Ⅰ) 300円/月	30円/月	60円/月	90円/月
	(Ⅱ) 600円/月	60円/月	120円/月	180円/月
口腔機能向上加算（月2回限度）	(Ⅰ) 1,500円/回	150円/回	300円/回	450円/回
	(Ⅱ) 1,600円/回	160円/回	320円/回	480円/回
送迎が実施されない場合	▲470円/片道	▲47円/片道	▲94円/片道	▲141円/片道
サービス提供体制加算	(Ⅰ) 220円/日	22円/日	44円/日	66円/日
	(Ⅱ) 180円/日	18円/日	36円/日	54円/日
	(Ⅲ) 60円/日	6円/日	12円/日	18円/日
介護職員等処遇改善加算	1ヶ月の所定単位数(一部負担+加算項目)に9%を乗じた単位数			

(3) その他

食事代（５４０円）、おむつ代、レクリエーションに係る費用等は自己負担となります。

5. 緊急時における対応

ご利用中に体調が悪くなった場合、必要に応じて医師へ連絡を行ない、指示を求めます。
また、ご家族にも連絡致します。

6. 非常災害対策

非常災害に備える為、年に２回避難誘導、救助その他の必要な訓練を行ないます。

7. 事故発生時の対応

サービスの提供中に容態の急変・事故等が発生した場合は、家族・主治医・市町村・居宅介護支援事業所へ連絡を致します。

8. 賠償責任

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

9. 秘密保持について

- ①職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。
- ②事業所は、居宅介護支援事業に対し、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものといたします。

10. 衛生管理等

- ①事業所は、利用者の使用する食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用品の管理を適切に行います。
- ②事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。
 - (1) 感染症対策委員会を定期的開催するとともに、その結果を職員に周知徹底します。
 - (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的開催します。

11. 事業継続計画の策定等

- ①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続に従い必要な措置を講じます。
- ②事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、継続計画に従い必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 身体拘束等について

- ①利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに

緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

②事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のために研修を定期的実施します。

1 3. 虐待防止について

①事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又は再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）に行うものとする。
- (4) (1)～(3)に定める措置を適切に実施するための担当者を定めます。

虐待防止に関する責任者：所長.....佐久間...崇

虐待防止に関する窓口.....：生活相談員...相良...未佳

②事業者は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

1 4. ハラスメントについて

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

②職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修など実施します。

③ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を基に対応し、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、改善に対する必要な措置、又、利用契約の解約等の措置を講じます。

1 5. サービスの内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情担当

担当 相良 未佳 電話番号 0247-82-3500

(2) 行政機関その他苦情受付機関

田村市保健福祉部高齢福祉課 電話0247-82-1115

福島県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 電話024-528-0040

福島県社会福祉協議会 福島県運営適正化委員会 電話024-523-1251

1 6. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

未実施

通所介護の利用開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

＜事業者名＞ デイサービス花音
(介護保険事業者番号 0771100310号)

＜住所＞ 福島県田村市船引町船引字下大平 105 番地 1

<代表者> 管理者 佐久間 崇 (印)

＜説明者＞ (印)

私は、契約書及び本書面により、事業者から上記の内容の説明を受け、了承しました。

＜利用者住所＞

<利用者氏名> _____ (印)

<家族・代理人住所>

＜家族・代理人氏名＞

..... ㊞ (利用者との続柄：.....)